

业 山形県公報

平成28年8月9日(火) 第2770号

毎週火・金曜日発行

		目						
		告	示					
●軽油引取税に係る○土地改良区の役員○土地改良区の役員○開発行為に関する○同	の退任の届出 の就任の届出	取消し		····(最」 ····(上総合支庁 同	『農村記 『 『 で で で で で で で で で で で で の で の で の で	十画課) !)
		教育委員	員会関係					
		規	則					
○特別支援学校の管	理運営に関する規	則の一部を改正す	する規則⋯⋯⋯					
		公	告					
○県営住宅入居者の	一般公募				(置賜総合	支庁類	建築 課	!) .
		正	誤					
		 告	示					
形県告示第733号			_					
山形用用铅条属 (四	和29年5月県条例	第18号) 第130条	第2項の規定によ	り、特終	的業者の指	定を必	えのと	お
山形県県祝泉例(昭 した。 平成28年8月9日			山形県知事	吉	村	美	栄	子
した。	代表者の氏名	主たる事務	山形県知事		1,4	美 定取消		_

届出があった。

平成28年8月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の)別		氏	名		住	所
理	事	髙	橋	秀	也	最上郡真室川町大字大沢184番地	

同	小	松	栄	富	同	381番地
司	佐	藤	信	弥	同	679番地
同	佐	藤	慎	1	同	1075番地
司	小	松		弥	同	933番地
監事	姉	崎	治	1	同	178番地
同	佐	藤	範	男	同	816番地

山形県告示第735号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、田郎堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成28年8月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別		氏		名		住		所
理	事	髙	橋	秀	也	最上郡真室川町	丁大字大沢184番	地
同		小	松	栄	富	司	381番	地
同		佐	藤	信	弥	同	679番	地
同		佐	藤	慎	_	同	1075番	季地
同		小	松		弥	司	933番.	地
監監	事	姉	崎	治	_	同	178番	地
司		佐	藤	範	男	司	816番	地

山形県告示第736号

次の開発行為は、完了した。

平成28年8月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成28年6月30日 指令村総建第171号

2 開発区域に含まれる地域の名称

上山市弁天二丁目1799番7、1796番8、1429番2の一部、1429番3の一部、1736番2、1736番3

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上山市金瓶字高谷山39番地 鈴木 俊彦、鈴木 志奈子

山形県告示第737号

次の開発行為は、完了した。

平成28年8月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成28年7月26日 指令置総建第28号

2 開発区域に含まれる地域の名称

南陽市宮内字関口三14番の一部、14番2の一部、15番の一部、15番1の一部、15番地先水路、字関口四59番2、61番、68番、70番1、71番1、78番の一部、80番2、87番、88番、89番1、89番2、61番地先水路、字関口九267番、268番、269番1、272番1、276番、277番1、278番、281番、282番、285番2、285番3、285番4、285番6、285番7、267番地先水路、282番地先水路、字関口十286番の一部、287番1の一部、287番4の一部、287番5

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

長井市舟場5番14号 株式会社マツキ

教育委員会関係

規則

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年8月9日

> 山形県教育委員会 教育長 廣 瀬

渉

山形県教育委員会規則第15号

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

特別支援学校の管理運営に関する規則(昭和41年4月教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

 見井校
 小学部
 6年

 長井校
 小学部
 6年

 中学部
 3年

 西置賜校高等部普通科3年

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

<i>/</i> .\	<u>#</u>
Z,	

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第 1 項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成28年8月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

		瞅					
		権					
		倒	3月分	いたまる。	6 0 ()		
		展		3 に 4	ь		
		収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	日 26,600	28, 900	25,800	27, 700	47, 100
	年民	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	23,000	25, 000	22, 300	24, 000	40,800
		収入が139,000円 収入が138,000円 を超え158,000円 を超え186,000円 以下の者 以下の者	20,100	21, 900	19, 500	21,000	35, 700
		収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	日,900	19, 400	17,300	18,600	31, 700
	₩	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	日5,600	17, 000	15, 100	16, 300	27, 700
		田和	日3,500	14, 700	13, 100	14, 100	24,000
		区 分 収入が 104,000 以下の引	一般用	匣	匝	冝	特定目的用 (高齡·身障者用)
		公戸条数		П		П	⊢
	夲	1戸当たり 住戸専用 面 積	平方メートル 55.7	58.4	58.0	59.4	74.4
	朔	住宅形式	3 D K	匝	匝	冝	匠
蒜		所 在 地	長井市台町3- 1	同 成田3102 -3	西置賜郡小国町 大字兵庫舘三丁 目3-9	司 3 — 8	同 白鷹町 大字荒砥乙725 -1
県営住宅の名称等		各	県営小出アパー ト1号	同 成田アパート	同 小国アパー ト1号	同 2号	同 あらとアパート1号

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円 (その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円 (その者の 所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。
 - イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
 - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法 (昭和45年法律第84号) 第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 b に規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合
 - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - (ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法
 - (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。
 - (2) 募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。
- 4 申込期間及び方法
 - (1) 申込期間 平成28年8月16日から同月22日まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前10時から午後5時までただし、郵送の場合は、平成28年8月22日までの消印のあるものに限り有効とする。
 - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
 - 米沢市金池七丁目1番50号
 - 県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

第2770号 平成28年8月9日 (火曜日) 山 形 県 公 報

5 入居の時期 平成28年10月上旬

				正	誤	
発行年	月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成28.	5. 6	第2743号	573	23	第10条	第11条
同	5. 17	第2746号	623	18	第10条	第11条
百]	同	624	9	第10条	第11条
百]	同	司	下から2	第10条	第11条
同	5. 24	第2748号	641	下から1	第10条	第11条
同	6. 21	第2756号	735	15	第10条	第11条
同]	同	同	下から1	第10条	第11条

